

News
おしらせ
News

総務課 ☎IP53・2321
企画振興課 ☎IP53・2325
住民課 ☎IP53・2323
農林建設課 ☎IP53・2322
保健福祉課 ☎IP53・3155
農業委員会 ☎53・2324
教育委員会 ☎IP53・3443

会
令和4年第2回
議
町議会臨時会

5月10日に令和4年第2回町議会臨時会が招集されました。審議された内容は次のとおりです。

■職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

□人事院勧告に基づき、町長や町職員の期末手当を引き下げる改正を行いました。

■月形町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

□人事院勧告に基づき、月形町議会議員の期末手当を引き下げる改正を行いました。

■令和4年度月形町一般会計

補正予算(第1号)

□歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億19万2000円増額しました。

予算総額

41億22億19万2000円

■令和4年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

□歳入歳出予算の総額からそれぞれ2万4000円減額しました。

予算総額

4億34億67万6000円

■令和4年度月形町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

□歳入歳出予算の総額からそれぞれ20万7000円減額しました。

予算総額

4億59億42万3000円

■令和4年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算(第1号)

□収益的収入および支出の総額をそれぞれ40億2万3000円減額しました。

予算総額

6億52億41万5000円

□資本的収入および支出をそれぞれ38億1万7000円増額しました。

資本的収入

38億18万1000円
資本的支出
60億11万3000円

■財産の取得について

□町道の除雪業務に使用するため、次の車両を取得することになりました。

財産の名称 ローター除雪車
財産の規格 2・2m/2300t級

契約方法 指名競争入札による契約

取得金額 5016万円

契約の相手方 北海道川崎建機株式会社札幌支店(北広島市大曲中央1丁目2番地2)

2)

狂犬病予防注射と飼

い犬登録のお知らせ

令和4年度の狂犬病予防注射を行います。犬を飼っている方は受けてください。

飼いだの登録と狂犬病予防注射は、生後91日以上飼いだに義務付けられています。

新たに犬を飼われた方やまだ登録していない方は、必ず登録し、注射を受けてください。

日時・場所 下表のとおり

昨年と若干の変更があります。必ずご確認ください。お住まいの地域に限らずどの

■狂犬病予防注射・飼いだ登録日程表

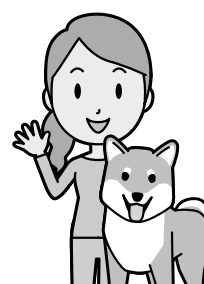
月 日	時 間	実 施 場 所
6月 16日(木)	6:30~9:00	役場駐車場 (博物館裏旧JR線路側の車庫前)
	9:30~10:30	札比内コミュニティセンター前
	10:40~11:00	札比内2会館前(月形札比内線沿い)
	11:10~11:50	北農場行政区防災備蓄庫前 (北農場公住近くの交差点付近)
	13:30~14:00	総合体育館前
6月 17日(金)	6:30~8:30	役場駐車場 (博物館裏旧JR線路側の車庫前)
	9:00~9:20	南耕地集落会館前
	9:30~9:50	知来乙駐車公園
	10:00~10:20	南地区広域集落会館前
	10:30~10:40	共和会館前
	10:50~11:00	昭栄開拓婦人ホーム前
	12:00~13:00	役場駐車場 (博物館裏旧JR線路側の車庫前)

会場でも接種が可能です
注射料・注射済票交付手数料
3240円/1頭(注射料2690円、注射済票交付手数料550円)、登録手数料3000円/1頭
※「注射済票交付手数料」と「登録手数料」は「狂犬病予防注射済票」または「鑑札」の交付をもって領収書に代えさせていただきます

その他 死亡または譲渡などで犬を飼育しなくなった場合は、左記までご連絡願います

問合せ先 住民課生活環境係

☎IP53・2323



くらし 不法投棄の通報に ご協力ください

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により廃棄物の不法投棄は禁止されています。これに違反して不法に投棄した場合や投棄未遂が発覚した場合は、5年以下の懲役もしくは1000万円（法人は3億円）以下の罰金またはこれら両方が科せられます。

不法投棄は、豊かな自然と景観を損なうだけではなく、地下水の汚染など生活環境に被害をもたらす危険があります。一度悪化した環境を元に戻すためには、多額の費用と時間がかかるため早期に見つけ、処理することが重要です。不法投棄の現場を見かけたときは、住民課生活環境係まで通報してください。ご協力をお願いします。

通報する内容

- 次の項目について、分かる範囲の情報をご提供ください
- 発見日時
- 発見場所
- 投棄に関する情報（投棄日時、出入りした車両の情報、会社名など）

エラー表示例

例1：数字とエラー番号が交互に表示されている
〈表示例〉



例2：水が漏れているマークが表示されている
（数字の上か下に点滅表示されます）



月新水道企業団では、毎月水道メーターの検針を行っています。水道メーター隔測器が普段と違う表示がされていた場合は、月新水道企業団までご連絡をお願いします。

問合せ先 月新水道企業団 ☎ 53・2365

くらし 水道メーターのエラー 表示の報告について

○土地に関する情報（土地の形状、所有者や使用者の情報）
○現場の状況
○通報者の氏名、連絡先
※匿名通報も受け付けます
通報・問合せ先 住民課生活環境係 ☎ IP 53・2323

健康 こころの健康相談 実施について

岩見沢保健所では、こころの健康問題を抱える人やその家族などに対して、2カ月に一度、精神科医師によるこころの健康相談を実施しています。

6月の相談については次のとおりです。

実施日 6月16日(木)

時間 午後1時～3時

実施場所 岩見沢保健所

実施内容 精神科医師との面接相談

申込方法 実施日前日の正午までに、申込先に電話で予約してください。申込多数の場合は、別日で調整させていただきます。

その他 保健師との電話や面接での相談は、随時行っています（平日午前9時～午後5時）

申込・問合せ先 岩見沢保健所健康推進課健康支援係（岩見沢市8条西5丁目）☎ 20・0122



スズメバチ等の駆除に要した 費用の一部を補助します

町では、人に危害を及ぼす恐れのある蜂類の早期駆除と安全確保を目的として、駆除にかかった費用の一部を補助しています。

〔補助の対象者〕

町内に土地または建物を所有・賃借されている方で、スズメバチなどの巣の駆除を依頼し、駆除された方

〔補助金額〕

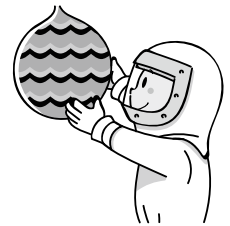
駆除にかかった費用の3分の2以内とし、1件当たり7,000円を上限とします

〔申請方法〕

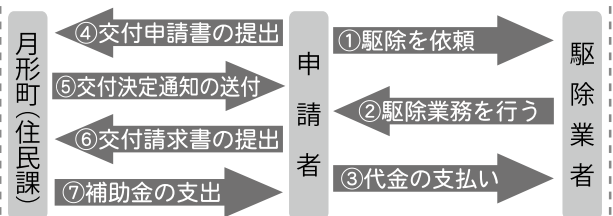
下記の書類を住民課生活環境係に提出してください

- ①補助金交付申請書
- ②駆除作業前と後の現場写真
- ③領収書の写し

※補助金交付申請書は住民課窓口に設置してあります



交付金申請および請求の流れ



※補助金の申請および請求手続きは委任することも可能です

町内では、次の事業所が駆除業務を受け付けています
月形町高齢者事業団 ☎ 37・2777

申請・問合せ先

住民課生活環境係 ☎ IP 53・2323 Eメール jumin_kankyo@town.tsukigata.hokkaido.jp

高校教育支援事業助成金制度

検定試験費用などを助成し町外に通う高校生のために

町外の高等学校に在学する生徒の保護者に対し、各種検定試験などの受験費用を次のとおり助成します。

費用の2分の1以内を助成します。
※ただし、助成金額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てた額になります

町外の高等学校に在籍する子どもを持つ、町内に住民登録をされている保護者

申請方法 次のものをご用意の上、教育委員会窓口で手続きをしてください。
また、郵送による申請も可能です。なお、交付申請書はホームページから

左表に掲げる検定試験などを高等学校に在籍する生徒が受験した場合に、受験

申請・問合せ先 教育委員会学務係 ☎ 53・3443

ダウンロード可能です。
・交付申請書（様式第1号）
・対象となる検定試験等を受験したことを証明する書類
・振込口座の通帳の写し
申請期限 検定試験などを受験した日の属する年度の末日までに申請してください。

【対象となる検定試験など】

区分	級	実施機関
進学模擬試験		
就職模擬試験		
危険物取扱者試験		
日本語ワープロ検定	2級以上	日本情報処理検定協会
情報処理技能検定（表計算）	2級以上	日本情報処理検定協会
情報処理技能検定（データベース）	2級以上	日本情報処理検定協会
文書デザイン検定	2級以上	日本情報処理検定協会
プレゼンテーション作成検定	3級以上	日本情報処理検定協会
ホームページ作成検定	3級以上	日本情報処理検定協会
簿記実務検定	2級以上	公益財団法人全国商業高等学校協会
簿記能力検定	2級以上	公益財団法人全国経理教育協会
珠算・電卓実務検定	2級以上	公益財団法人全国商業高等学校協会
電卓計算能力検定	2級以上	公益財団法人全国経理教育協会
日本漢字能力検定	2級以上	公益財団法人日本漢字能力検定協会
実用英語技能検定	2級以上	公益財団法人日本英語検定協会
実用数学技能検定	2級以上	公益財団法人日本数学検定協会
その他	町長が特に必要と認める試験も助成対象とします	

浄化槽の法定検査を受けましょう

浄化槽設置者には、浄化槽の維持管理が適切に行われているか、また浄化槽の機能が正常に働いているかを判断するため、定期的な保守点検や清掃とは別に、知事が指定した検査機関による年1回の「法定検査」が義務付けられています。

検査の申し込み先はこちら

知事指定検査機関
公益社団法人 北海道浄化槽協会
☎ 011・823・4755

●浄化槽に関する問合せ先●

住民課生活環境係 ☎ 53・2323
Eメール juminkankyo@town.tsukigata.hokkaido.jp

6月30日は納期限

です 町・道民税 第1期

～2022年の納付期限一覧～

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
軽自動車税	5月31日					
固定資産税	5月31日	8月1日	9月30日	11月30日		
町・道民税	6月30日	8月31日	10月31日	12月26日		
国民健康保険税	8月1日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月26日
後期高齢者医療保険料	8月1日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月26日
介護保険料	8月1日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月26日

社 日本赤十字社 福祉 社資募集について

日本赤十字社では、援助を必要とする方々に愛の手を差し伸べる赤十字運動を広く展開しています。

今年も5月1日から全国一斉に赤十字運動が始まっており、月形町分区においても次のとおり社資募集と社員増強運動を実施していますので、ご協力をお願いします。

実施期間 6月30日(木)まで
社資募集内容

①継続または新規の社員の方は年額500円以上の社資を納入くださいますようお願いいたします

②社員に加入されない方や金額が500円未満の場合は、「寄付金」として収納します

※①・②は皆さまの自由意思により決めることができます

社資募集実績 昨年度は、目標額30万9000円に対し、

54万2802円の社資が寄せられました。ご協力に厚くお礼申し上げます

問合せ先 日本赤十字社北海道支部月形町分区(保健福祉課地域福祉係) ☎IP53・3155

社 ヘルプマークを 福祉 ご存知ですか

障がいがある方が使用できるヘルプマークやヘルプカードがあることをご存じですか。ヘルプマークは、外見からは援助や配慮を必要としないことがわからない方が身に着けることで、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくするためのものです。また、ヘルプカードは、

災害時や緊急時など、周囲の方に助けを求めたい時に提示するためのものとなっております。



配布場所などは次のとおりです。

配布場所 保健センター

配布方法 氏名や障がいの有無などについて記載していただき、その場でお渡しします

料金 無料

配布時間 平日午前8時30分から午後5時15分まで

問合せ先 保健福祉課地域福祉係 ☎IP53・3155

その他 令和4年度狩猟免許 試験について

空知猟政協議会では、次のとおり予備講習および免許試験を実施します。

●狩猟試験予備講習
講習日 7月31日(日)

時間 午前9時～午後4時30分
場所 岩見沢市民会館まなみ

る多目的室①②③
申込期限 7月21日(木)

受講料 左表のとおり
●狩猟免許試験

試験日 8月7日(日)

時間 午前9時から
試験場所 空知総合振興局

定員 40人
問合せ先 空知猟政協議会 ☎

24・1111(電話での問い合わせは火・木曜日に受け付けます)

種類	受講料
第1種または第2種	11,000円
網またはわな	8,250円
網およびわな(2種類)	11,000円
第1種または第2種と同時に網またはわな(2種類)	13,750円
第1種または第2種・網・わな(3種類)	16,500円

※消費税およびテキスト代込みです

温水プール 6/18(土) オープン OPEN

★無料開放日★
6月18日(土)
8月28日(日)

いつも体を鍛えている人はもちろん、普段なかなか運動する機会がない人も、ぜひ今年の夏はお友達やご家族と一緒に温水プールを利用しましょう。※新型コロナウイルス感染症の影響により開館期間が変更する場合があります

【開館期間】 6月18日(土)～8月28日(日)

★無料開放日 6月18日(土)、8月28日(日)

【開館時間】

	時 間
月～金曜日	15:00～20:00
※夏休み期間 (7/22～8/16)	13:00～20:00
土・日曜日	10:00～16:30

【利用料金】

	幼児	小中学生	高校生	一般
当日券	100円	150円	220円	270円
回数券(10回)	880円	1,320円	1,760円	2,200円

【利用上の注意】

- ①就学前の幼児は、保護者がプールに入り付き添うこと
- ②プール内の仕切柵を乗り越えるなど危険な行為はしないこと
- ③一般用プールは、小学2年生以下の子や身長が130cm未満の子、25m以上泳ぐことのできない子は利用できません。ただし、利用者1人につき保護者1人が付き添う場合に限り利用できます
- ④その他、監視員・係員の指示に従うこと

問合せ先 教育委員会社会教育係 ☎IP53・3443
Eメール syakyo@town.tsukigata.hokkaido.jp

その他

技能講習を 実施します

美唄地域人材開発センターでは、次のとおり技能講習を実施します。

●車両系建設機械（整地等）
運転技能講習

日時 7月2日（土）～3日（日）
午前8時30分～午後6時10分

受講料 45000円（消費税・テキスト代込み）

申込期日 6月22日（水）

●フォークリフト運転技能講習
日時 ①11時間コース 7月9日（土）～7月10日（日）午前8時30分～午後6時5分、②31時間コース 7月16日（土）～7月18日（月）午前8時30分～午後6時5分

受講料 ①11時間コース23000円②31時間コース53000円（消費税・テキスト代込み）

申込期日 6月29日（水）

●刈払い機安全衛生教育講習
講習日 7月23日（土）

受講料 13000円（消費税・テキスト代込み）

申込期日 7月4日（月）

申込・問合せ先 美唄地域人材開発センター ☎63・4218

ふるさと活性化事業を 活用ください

月形町では、月形町ふるさと活性化事業として、これまで、町文化連盟および町スポーツ協会に所属している団体や地域文化の振興を推進する団体、町内会などに対し、支援を行ってきました。

これから、地域のスポーツの振興のため講習会を開きたい、まちづくりやまちおこしのためのイベントを行いたい、などとお考えの方は、ぜひ補助金制度をご活用ください。

なお、補助制度の活用を希望する場合は、事業開始の1カ月前までに申請書を提出する必要がありますので、ご注意ください。

●対象となる団体

町文化連盟および町スポーツ協会に所属している団体、地域文化の振興を推進する団体や町内会、まちづくり・まちおこしに取り組むサークルや団体など

●補助対象事業の例

○特産品のPRや商品開発など
例 地場農産物直売促進事業や販路拡大事業、消費者との交流など
○国際交流や地域間交流を目

的とした事業

例 海外親善訪問交流など

○文化やスポーツの振興を目的とした事業

例 コンサート開催、各種スポーツ講習会開催など

●申請方法

補助を希望する団体は事前に企画振興課に申請書の提出が必要になります

※事業開始の1カ月前までに申請してください

※本事業以外で該当する補助制度がある場合、そちらが優先となります

●助成額

原則として、補助対象経費の4分の3以内で一つの事業につき100万円が限度（補助対象経費が10万円以下の場合）は全額を補助申請することが可能）です

申請・問合せ先 企画振興課
地域振興係 ☎53・2325



学童保育所 一時利用 ができます



学童保育所（交流センター内）では、一時的な施設の利用ができますので、ご希望の方は下記までお申し込みください。

利用できる方

保護者のけがや病気、出産、親族の介護などで一時的に家庭での保育が困難な方、日中の就労により、家庭での保育が困難な方

※継続して事業所などにより雇用されている方は、通常保育をご利用ください

利用可能日数

各月10日間まで（保護者のけがや病気、出産、親族の介護等の場合）、就労による場合は各月5日間まで
※就労による場合でも、夏・冬・春休み期間中は各月10日間まで利用できます

※利用可能日数以上の利用を希望される場合は、通常

保育をご利用ください

申込期限

利用希望日の8日前まで ※けがや病気などの緊急の場合はご相談ください。長期休業期間の利用の場合、休みに入る14日前までにお申し込みください

保育料

日額360円（別途運営費1日100円）

利用可能時間

平日 12:00（下校時）～18:30
土曜日・長期休業期間など 7:30～18:30（日曜、祝日を除く）

申込・問合せ先

保健福祉課保健係（保健センター内） ☎☎53・3155

〔北陽団地〕子育て世帯に優遇販売中！

自然に恵まれゆったり生活できる住宅地「北陽団地」を令和3年5月1日から子育て世帯に価格を優遇して販売しています。

対 象 申請時において、申請者または配偶者の年齢が50歳以下で、18歳未満の子と同居する世帯

価 格 販売価格の2分の1とします(千円未満切り捨て)

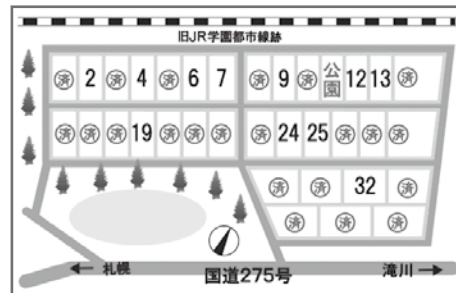
※土地造成費などは、土地購入者負担となります
※隣接地であれば2区画まで購入することができます

分譲条件

- 代金納入／土地売買契約締結時に土地代金の10%以上を納入、契約締結後30日以内に残りの土地代金を納入していただきます
- 住宅建築／宅地購入から3年以内に住宅を建築していただきます
- 転売禁止／宅地購入から5年以内の転売はできません

住宅補助 最大200万円の住宅補助！

分譲宅地に新築した場合、150万円の補助に加え
町内業者が建築した場合は、50万円上乗せします



問合せ先

企画振興課企画係 ☎ IP 53・2325

登録状況

(令和4年5月18日現在)

空き家…8件

空き地…23件

昨年度実績

空き家

新規登録 5件 成約 7件

空き地

新規登録 10件 成約 1件



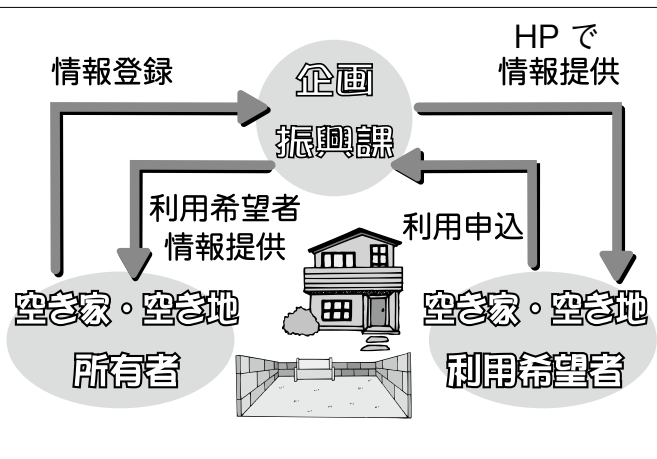
月形町空き家・空き地バンク制度



月形町では、町内の空き家および空き地に関する情報を収集し、その情報を広く提供することによって、空き家および空き地の有効利用と定住促進による地域活性化を図る「月形町空き家・空き地バンク制度」を行っています。

平成25年度に制度を開始して以来、20件以上の登録物件が売買・賃貸借により成約となりました。現在、空き家を「買いたい」「借りたい」という要望は増えていますが、実際に紹介できる物件は不足しています。

「家が古く売れそうにない」とお考えの方でも空き家をお持ちの方は、ぜひ月形町空き家・空き地バンクにご登録ください。また、ご近所やお知り合いの方で空き家・空き地をお持ちの方がいましたら、月形町空き家・空き地バンクをご紹介ください。



■空き地、空き家登録の流れ
①物件の登録申請
申込書類に詳細を記入し、企画振興課企画係へ提出

②現地調査

町職員が物件の写真を撮影、公表に必要な情報を調査
③物件の登録・公開
町ホームページなどで情報を公開、利用希望者を募集

④利用希望申込・情報提供

購入、賃貸希望者が申し込み、当事者間で契約のやりとり
※月形町は空き家・空き地に関する情報提供のみ行います。売買や賃貸などの交渉や契約については、一切関与いたしません

北海道外の方や古民家を探している方などからも問い合わせをいただいています。需要があるかもしれませんので、まずはお気軽にご相談ください。

問合せ先 企画振興課企画係

☎ IP 53・2325

月形町公式ホームページ
<http://www.town.tsukigata.hokkaido.jp/5117.htm>

労働保険のお知らせ

令和4年度 労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新期間は、**6月1日(水)～7月11日(月)**です。

最寄りの労働局・労働基準監督署・金融機関で
申告・納付をお願いします。

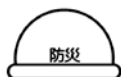
年度更新申告書の書き方および申告・納付方法等の詳細につきましては、年度更新申告書に同封しているパンフレットなどをご参照ください。厚労省ホームページでもご覧いただけます。

労働保険のお手続きは「電子申請」をぜひご利用ください！
自宅やオフィスから24時間いつでも申請や届出が可能です。
また、労働保険料の納付は口座振替や電子納付が便利です。

- 労働保険の電子申請手続は「e-Gov」(<https://shinsei.e-gov.go.jp/>)から行うことができます。
- 労働保険関係手続(一部手続を除く)は、GビズIDを利用して手続することができます。
- 労働保険料の納付は、金融機関の窓口に行かなくても口座振替や電子納付が可能です。

問合せ先

厚生労働省労働基準局労働保険徴収課 ☎ 03・5253・1111



防災対策専門員による防災講座

～行政区における防災活動について～

今回は行政区における防災活動についてです。町には地域防災計画に基づく各種計画があります。各行政区でも地区防災計画を作成し、それを基に活動することができます。

行政区で作成する地区防災計画では、日常と災害時での活動を円滑にできるようそれぞれの役割に応じた自主防災組織を編成し、防災訓練などで見直しを図り計画を修正していきます。

行政区内の防災意識を高めるため、防災カルタや、実践に近い避難所運営ゲームなど、小さな子供から大人まで対応できる訓練があります。それらの資器材や実施方法などのマニュアルは役場で準備することができます。

行政区単位での防災活動が困難なときは、地域特性に見合った組織を編成することが問題解決の糸口になります。防災に関する相談は、総務課危機管理係まで連絡ください。

月形町老人クラブ連合会 からのお知らせ

老人クラブでは、茶話会や親睦旅行、運動教室やお楽しみ交流会など、さまざまな行事を開催しています。60歳以上の方ならどなたでも会員になれますので、是非会員になりませんか？問合せ・加入申込については下記まで連絡ください。

また、令和4年度の役員改選により、次の方が正副会長に就任しました。

会長 坂田 忠雄
副会長 笹木 英二
副会長 大釜 登
副会長 田畠 チエ子



以上の体制で活動してまいりますので、町民のみなさまよろしくお願いします。

問合せ先

月形町社会福祉協議会月形町老人クラブ連合会 ☎ 53・2928

出前町長室

町長と気軽に話しませんか？

地域に向いて、皆さんの町政に関する疑問や提案をお聴きします。

いつでも、どこでも、可能な限り伺います！まずは、お気軽にお電話でお問い合わせください。



※3人以上の集まりが対象となります

【問合せ先】 企画振興課企画係
☎ IP 53・2325 FAX 53・4373

自衛官募集

～可能性にチャレンジ～

【問合せ先】 自衛隊札幌地方協力本部岩見沢地域事務所 TEL23・5514
【町の窓口】 総務課危機管理係 TEL53・2321(内線222)

募集種目	受験資格	受付期限	試験期日
幹部候補生	22歳以上26歳未満の方	6月16日	6月25日
貸費学生	大学理学部、工学部修士課程在学中の方(その他年齢要件あり)	11月11日	12月3日
予備自衛官補	・一般 18歳以上34歳未満の方 ・技能 18歳以上で国家資格等有する方	9月16日	9月25日～10月10日(うち1日)

後期高齢者医療制度のお知らせ ～令和4年度の保険料等について～

■7月に保険料額をお知らせします 令和4年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。

《保険料の計算方法》

均等割
【1人当たり保険料】
51,892円

+

所得割
【本人の所得に応じた額】
(令和3年中の所得-最大43万円)×10.98%

=

1年間の保険料
【限度額66万円】
(100円未満切捨)

○1年間の保険料の上限額は、66万円になります。

○年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※「所得」とは前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除額など)を引いたものです。

※前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

◆保険料の軽減

①均等割の軽減

軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。

被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

昭和32年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。



対象者の所得要件 (世帯主及び被保険者全員の軽減判定の所得額)	均等割の軽減割合 令和4年度
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7割
43万円+(28万5千円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	5割
43万円+(52万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	2割

※給与所得者とは、以下のいずれかに該当する方となります。

・給与等の収入金額が55万円を超える方 ・公的年金の収入金額が60万円(65歳未満)、125万円(65歳以上)を超える方

②被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ、均等割が5割軽減となります。(51,892円→25,946円)

※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

◆保険料のお支払い方法

保険料の納め方は、原則「年金天引き」です。(申し出によって「口座振替」も可能)ただし、次の(1)～(3)のいずれかに当てはまる方は「年金天引き」の対象となりません。「納付書」または「口座振替」にてお納めください。

- (1)介護保険料が「年金天引き」されていない方(年金額が年額18万円未満の方)
- (2)介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が天引きされている年金の受給額の半分以上を超える方
- (3)新たに制度に加入された方の半年の期間

※社会保険料控除は、「年金天引き」の方は本人に、「口座振替」の方は、口座名義人に適用されます。

◆保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は住民課税務係へご相談ください。

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し保険料のお支払いが困難な場合は、保険料の減免を受けられる場合があります。

■ジェネリック医薬品の利用について

医療機関で処方される薬には、新薬(先発医薬品)とジェネリック医薬品(後発医薬品)があります。ジェネリック医薬品の処方を希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の窓口に「希望カード」を提示することによりお願いすることができます。

「希望カード」が必要な方は住民課戸籍保険係までお問い合わせください。

◆効き目・安全性について

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。

※ご希望される場合は、必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。

◆価格について

ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。



■病院にかかるときはこんな点に気をつけましょう

自分自身のからだの状態に関心と責任を持ち、お医者さんとの対話を大切にしながら、病気に向き合っていくようにしましょう。

- かかりつけの医師を持ち、気になることがあったら、まずは相談しましょう。
- 具合が悪いときには早めに受診し早めに対処しましょう。
- 同じ病気でいくつもの医療機関を受診することは控えましょう。

問合せ先

住民課戸籍保険係 ☎ 53・2323 / 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011・290・5601